第三項」に改め、同条第三号中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

（学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の一部改正）

第二条　学校教育法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十九年政令第六十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（助教授の在職に関する経過措置）」を付し、同項第四号を削る。

附則第三項を次のように改める。

3　武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）第一条の規定の適用については、この政令の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。

第三条　復興庁組織令（平成二十四年政令第二十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第一項の表武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令（平成十六年政令第三百九十二号）の項中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律施行令」に改める。

（旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令等の一部改正）

第四条　次に掲げる政令の規定中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令」に改める。

一　旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第四百四十四号）第七条（見出しを含む。）

二　国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第十三号）第十二条（見出しを含む。）

三　電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第四十三号）第二十七条（見出しを含む。）

四　独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十八年政令第五十七号）第十八条（見出しを含む。）

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
文部科学大臣　馳　浩
経済産業大臣　林　幹雄
国土交通大臣　石井　啓一
防衛大臣　中谷　元

府令

○内閣府令第十四号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）の施行に伴い、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二十条第二項の規定に基づき、火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

火薬類の運搬に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

火薬類の運搬に関する内閣府令（昭和三十五年総理府令第六十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加える。

附　則

この府令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。

○内閣府令第十五号

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行令（平成四年政令第二百六十八号）第五条第二項の規定に基づき、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律施行規則（平成四年総理府令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に、「第三条第三号チ」を「第三条第五号リ」に改める。

附　則

この府令は、平成二十八年三月二十九日から施行する。

省令

○厚生労働省令第四十号

医療法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十四号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、医療法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

医療法施行規則の一部を改正する省令

医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　医療法人（第三十条の三十四―第三十九条）」を

「第五章　医療法人
第一節　通則（第三十条の三
第二節　設立（第三十一条・
第三節　機関
第一款　社員総会（第三十
第二款　評議員及び評議員
第三款　役員等（第三十一
第四節　計算（第三十三条・
第五節　社会医療法人債（第
第六節　定款及び寄附行為の
第七節　解散及び清算（第三
第八節　合併及び分割
第一款　合併
第一目　吸収合併（第三
第二目　新設合併（第三
第二款　分割
第一目　吸収分割（第三
第二目　新設分割（第三
第九節　雑則（第三十六条―